

八代市水質検査補助金交付要綱

平成17年8月1日 告示第105号
平成24年6月29日 告示第 73号
令和7年10月28日 告示第150号
令和8年10月6日 告示第156号

(目的)

第1条 この告示は、飲用水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行う者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地下水保全対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定物質 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表上覧に掲げる事項のうち、補助の対象となるものとして市長が別に定める物質をいう。
- (2) 水質検査 計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により登録を受けた計量証明事業者(以下「検査機関」という。)において地下水等の水質を検査することをいう。
- (3) 飲用水 日常生活において人の飲用に供されている地下水等をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域は、市内全域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住し、一般家庭において飲用水を使用している個人であり、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録されている者であって、市税を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる給水区域等において給水等を受ける者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 八代市水道事業の設置等に関する条例(平成17年八代市条例第261号)第2条第2項に規定する水道事業の給水区域
- (2) 八代市簡易水道事業給水条例(平成17年八代市条例第265号)第2条

に規定する簡易水道事業の給水区域

(3) 八代市飲料水供給施設事業給水条例（平成 17 年八代市条例第 266 号）

第 3 条に規定する飲料水供給施設の供給区域

(4) 八代生活環境事務組合給水条例（平成 10 年八代郡生活環境事務組合条例第 4 号）第 2 条に規定する水道事業の給水区域

（補助対象経費等）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、指定物質の水質検査に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とし、補助金の交付は 1 井戸等につき各年度 2 回（市長が指定する指定物質にあつては、市長が別に定める回数）を限度とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、指定物質 1 事項当たり 1,000 円（市長が指定する指定物質にあつては、市長が別に定める額）とする。

（交付申請等）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水質検査補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 検査機関が交付する計量証明書の写し

(2) 検査機関が発行する領収書の写し（市長が指定する指定物質の水質検査を行った場合に限り。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、水質検査を行った年度の末日までに行わなければならない。

（交付決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、水質検査補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ水質検査補助金交付変更等承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、水質検査補助金交付変更等承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、第8条又は前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八代市水質検査補助金交付要綱（平成16年八代市訓令甲第3号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（指定物質に係る読替え）

3 八代市水質検査補助金交付要綱の一部を改正する告示（令和7年八代市告示第150号）の施行の日から令和8年3月31日までの間における第2条第1号の規定の適用については、同号中「水質基準に関する省令」とあるのは、「水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）による改正後の水質基準に関する省令」とする。

4 （施行期日等）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の八代市水質検査補助金交付要綱の規定は、令和8年7月28日以後に行われた水質検査について適用する。

（経過措置）

- 5 改正後の第7条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に行う交付申請について適用し、同日前に行われた交付申請については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 7 条関係)

水質検査補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

(あて先) 八代市長

(申請者) 〒

住 所 八代市

フリガナ

氏 名

電話番号

八代市水質検査補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- ☐ 住民基本台帳及び課税納税証明を閲覧されることについて同意します。
- ☐ 水道事業、簡易水道事業又は飲料水供給施設事業による水道施設その他これらに類する水道施設により給水を受けていません。

記

1 水質検査の種別

- ☐ 地下水一般項目検査
- ☐ P F O S 及び P F O A 以外の指定物質（指定物質の項目： ）
- ☐ P F O S 及び P F O A

2 補助金交付申請等

補助対象事業の区分	申 請 内 容
指定物質 (下記物質以外)	1. 補助対象項目 項目
	2. 補助金交付申請額 円
P F O S 及び P F O A	1. 補助金交付申請額 円 (千円未満の端数切捨)
添付書類	☐ 検査機関が交付する計量証明書の写し ☐ 検査機関が発行する領収書の写し (P F O S 及び P F O A に限る) ☐ その他市長が必要と認める書類

3 補助金交付請求等 (振込先)

金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 支所
預 金 種 別	1 普通 2 当座	
口 座 番 号		(右づめで記入)
フ リ ガ ナ		
口 座 名 義 人		

【市記入欄】

住 民 基 本 台 帳	確認欄	課 税 納 税 証 明	確認欄

水質検査補助金交付決定通知書

八市環保第 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名 様

八代市長 小 野 泰 輔 印

令和 年 月 日付けで申請のあった水質検査補助金の交付申請について、下記
のとおり決定しましたので、八代市水質検査補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき通知し
ます。

記

補助金交付決定額	金 円
交付決定に係る条件	偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け たと認めたときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又 は一部の返還を命じることとする。

(交付決定者) 〒

フリガナ

氏 名 _____

電話番号 _____

八代市水質検査補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

変更事項	(変更内容)
	変更 ・ 中止
	(変更前)
	(変更後)
変更又は中止の理由	

